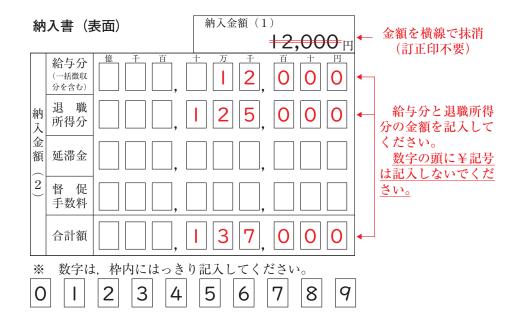
## 4 退職所得に係る納入書の記入例

退職所得に係る市民税・県民税を当月分の給与分と併せて納入する 場合は、下記のように納入書の金額を変更してお使いください。



- ※ 納入書は 1 枚 3 連式 (領収証書, 納入書, 納入済通知書) になっているので、それぞれの該当部分を変更の上、納入をお願いします。
- ※ 黒のボールペンで記入してください。
- ※ 退職所得のみ納入する場合は,「納入金額(1)」欄に税額が印字されていない納入書(予備分)を使用して,該当年月,納期限,退職 所得分,合計額を記入してください。予備分は2枚送付しています。

## 5 退職所得に係る納入申告書の記入例

「納入申告書」は、納入済通知書(1枚3連式)の裏面にあります。

		市県	月月	-	· 兑 兑	斜	力	入	阜	1	告	書	t Î				
	水戸市		ter vi	2.11							(受付印)						
	令和61									25 Æ							
令和6年8月分 人												25 年					
退職手当等支払					定 額		+	億	Ŧ 	<sub>百</sub>	0	万 <b>O</b>	f 0	百 <b>O</b>	0	<u>Н</u>	
特収	別徴	市		民	税							7	5	0	0	0	
		県		民	税							5	0	0	0	0	
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により、上記のとおり分離 課税に係る所得割の納入について申告します。																	
特別	住所(居所) 又は所在地				水户市中央○丁目○番○号												
特別徴収義務者	氏名又は名称				○○商事(株)												
務者	法人番号 又は 個人番号			I	2	3	4	5	6	7	8	9	0	0	0	0	

※ 個人事業主の方は、退職所得に係る市民税・県民税の納入のため に金融機関等へお持ちいただく際は記入不要です。収税課へ提出す る際は、納入申告書のみ提出(郵送可)してください。